

# 検見川ビーチフェスタ 2026 春 飲食出店者募集要項

この募集要項は、「検見川ビーチフェスタ 2026 春」において飲食出店者を募集するにあたり、必要な事項を定めたものです。応募にあたっては、必ず本募集要項の内容をご確認いただき、同意のうえお申し込みください。

## 1 検見川ビーチフェスタ 2026 春 概要

日時：令和8年5月31日（日） 午前10時から午後4時まで

※飲食出店は、午前10時から午後3時までです。

※雨天中止。詳細は「9 開催判断」を参照してください。

会場：稲毛海浜公園検見川地区・検見川の浜（稲毛ヨットハーバー付近）

内容：ビーチヨガ、フラダンス、生き物観察会、ボディペイント、ドラム体験、キッチンカーなど

## 2 応募資格

- (1) 出店責任者は、申し込み時に満18歳以上であること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 過去2年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (4) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定される暴力団又は暴力団員でないこと。  
また、暴力的要求行為又は準暴力的要求行為を行わないこと。
- (6) 反社会的勢力に利することをしないこと。
- (7) 本要項の内容を遵守すること。10(3)③を遵守できない場合、次回以降の応募資格はないものとする。

## 3 募集区画数

10区画程度（キッチンカー：6m×3m程度）

（キッチンカー以外（テント等）：3.5m×3.5m程度）

## 4 出店料

1区画 3,000円（障害者福祉施設の場合は1区画 1,500円）

《注意事項》

- (1) 出店料は当日の受付時に集金します。
- (2) 出店者の都合により出店できなくなった場合、5月26日（火）17時までにキャンセルの連絡をしてください。5月26日（火）17時以降のキャンセルについては、キャンセル料として出店料の100%をお支払いいただきます。

## 5 応募方法

必要事項を明記し、食品営業許可証の写しの電子データを添付のうえ、メールにてお申込みください。

#### 《必要事項》

- ①名称、屋号又は商号            ②所在地又は住所            ③申込者氏名・電話番号
- ④食品取扱責任者氏名・電話番号            ⑤販売品目、価格帯
- ⑥出店形態（キッチンカー／キッチンカー以外）            ⑦車種（キッチンカーの場合）
- ⑧現場調理の有無（飲料の小分けや包装品の温め等を行う場合は有、未開封品の販売のみは無）

## 6 申込締め切り

令和8年3月25日（水）12時

## 7 結果通知

令和8年3月31日（火）までに、メールで通知します。

申込者多数の場合は、品目に偏りが出ないように、主催者にて選定します。

## 8 当日の搬入・搬出時間

搬入時間：8時30分から9時30分まで

搬出時間：15時00分から16時00分まで

## 9 開催判断

### （1）天候による開催判断

5月29日（金）17時時点の天気予報で判断し、中止の場合はメールでご連絡します。

台風接近など予め開催の困難が予想される場合は、29日以前に中止を判断いたします。

当日でも、天候が急変した場合や、特別警報、警報又は注意報が発表された場合は中止します。

### （2）その他

天候のほか、安全な開催が困難と主催者が判断した場合は中止します。

## 10 注意事項

### （1）飲食物の販売について

- ① 関係法令を遵守し、特に衛生面に細心の注意を払ってください。また、別紙「イベント等において食品を提供する場合の注意事項」を遵守してください。
- ② 食品の取り扱いに従事する方は、全員事前に腸内細菌検査を受けてください。腸内細菌検査結果が不適の方、手指に傷のある方、体調の悪い方は食品を取り扱わないでください。
- ③ 包装品を販売する場合は、名称、原材料名、消費（賞味）期限、製造者、販売者等を必ず表示してください。
- ④ 取り扱える品目や必要な営業許可等、不明点がある場合は、事前に千葉市保健所食品安全課（電話：043-238-9934）へご確認のうえ、お申込みください。

### （2）火気の使用について

- ① 火気・発電機を使用する場合は、千葉市火災予防条例を遵守してください。
- ② 熱源（発電機、プロパンガス、炭火に限る）と消火器は、出店者が用意してください。消火器の用意が無い場合、出店は認めません。  
発電機を使用する場合、会場内での給油は絶対に行わないでください。  
また、会場へのガソリン携行缶の持ち込みは禁止です。
- ③ 火気付近では、防災物品（テント、のぼり等）を使用してください。
- ④ 強風の可能性があるため、火気等には十分注意してください。

### （3）出店・会場に関すること

- ① 出店許可証、食品営業許可証及び届出済の食品衛生責任者の氏名を施設の見やすい場所に掲示してください。
- ② 出店に必要な資機材類（台車、テント、机、器具等）は各自でご用意ください。
- ③ 販売した空き容器を各店舗で責任をもって回収できるよう、見やすい位置に、十分な大きさのごみ箱を必ず設置してください。
- ④ 会場内での食器等の洗浄やごみの廃棄、給水、排水（氷も含む）、流水は禁止します。
- ⑤ イベントの開催中止等で出店できないことにより生じる派生的・付随的・間接的損害（営業上の利益の損失や損害を含む）について、主催者は一切の責任を負いません。
- ⑥ 記録及び広報のため、当日の出店の様子を撮影します。撮影した写真等はチラシやホームページ等に掲載する場合がありますので、ご承知おきください。
- ⑦ 出店後、アンケートへの回答にご協力ください。

### （4）出店者の責務

- ① 会場ではスタッフの指示に従ってください。スタッフの指示や本要項に従わない場合、又は他の方の迷惑となる行為を行った場合は、退場していただきます。この場合、出店料の払い戻しはいたしません。また、今後の出店をお断りすることがあります。  
スタッフの指示に従わず、会場施設を破損等した場合は、原状回復に係る費用を出店者に請求します。
- ② 万が一食中毒が発生した場合や、会場内外におけるトラブル・事故、購入者からの苦情等については、出店者自ら責任を持って対応してください。主催者は一切の責任を負いません。
- ③ 保健所、消防、警察等による指導があった場合は、それに従ってください。
- ④ 出店終了後は、出店者が出店場所の清掃を行ってください。  
出店場所に著しい汚損が生じた場合は、原状回復に係る費用を出店者に請求します。

## 1 1 主催

検見川ビーチフェスタ実行委員会

《お申込み・お問い合わせ先》

検見川ビーチフェスタ実行委員会事務局（千葉市緑政課内）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 - 1 千葉市役所新庁舎高層棟 4階

電話：043-245-5789 メール：ryokusei\_katuyou@city.chiba.lg.jp

●会場案内図



●会場配置図案

